

（前照灯）

第65条 昭和39年10月14日以前に製作された原動機付自転車については、保安基準第62条の2の規定並びに細目告示第245条、第261条及び第277条の規定は、適用しない。

2 平成37年6月14日以前に製作された第一種原動機付自転車及び平成32年6月14日以前に製作された第二種原動機付自転車については、細目告示第245条第1項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第723号）による改正前の細目告示第245条第1項の規定に適合するものであればよい。

3 保安基準第62条の2が適用される原動機付自転車は、当分の間、細目告示第245条第1項及び別添52 4. 10. 2. の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第714号）による改正前の細目告示第245条第1項及び別添52 4. 10. 2. の規定の規定に適合するものであればよい。